

綾瀬市乳児全戸訪問（こんにちは赤ちゃん）事業実施要綱

（目的）

第 1 条 この要綱は、生後 4 箇月までの乳児がいる家庭を訪問し、様々な不安や悩みの聴取と、子育て支援に関する情報提供を行うとともに、親子の心身の状況、養育環境の把握及び助言を行うことにより、母子の健康の保持増進と乳児家庭の孤立化を防ぎ、育児支援の推進を図ることを目的とする。

（実施主体）

第 2 条 この事業の実施主体は綾瀬市とする。

（対象家庭）

第 3 条 訪問事業の対象家庭は、綾瀬市内に住所を有する生後 4 箇月までの乳児がいる全ての家庭とする。ただし、母子保健法（昭和 40 年法律第 141 号）第 11 条に基づく新生児訪問により、生活状況が確認できる状態の場合は、新生児訪問による訪問を優先とする。

（対象者の把握方法）

第 4 条 出生者の把握については、次に掲げる方法で行うものとする。

- （１）出生連絡票
- （２）出生届
- （３）その他相談・訪問依頼等

（訪問時期等）

第 5 条 家庭訪問の時期は、対象乳児が生後 4 箇月を迎えるまでの間に 1 回訪問することを原則とする。ただし、生後 4 箇月までの間に、健康診査等により親子の生活状況が確認でき、対象家庭の都合などにより生後 4 箇月を経過して訪問せざるを得ない場合については、この限りではない。

（訪問者）

第 6 条 対象家庭を訪問する者（以下「訪問者」という）は、市職員である保健師とする。

（実施内容）

第 7 条 家庭訪問時には、次に掲げる支援を実施する。

- （１）育児に係る不安及び悩みの聴取並びに相談に関すること。

- (2) 子育て支援に係る情報提供に関すること。
- (3) 親子の心身の状況及び養育環境の把握並びに助言に関すること
(留意事項)

第8条 家庭訪問や実施に当たっては、次に掲げる点に留意するものとする。

- (1) 出生届や母子健康手帳交付等の機会を活用して、本事業の周知を図るとともに、事前に訪問の同意が得られるよう、訪問を受けやすい環境づくりを進めること。
- (2) 訪問活動によって知り得た情報については、守秘義務を厳守し、個人情報保護に万全を期すこと。
- (3) 訪問の際は、身分証を提示するなど、市からの訪問者であることを明確にすること。
- (4) 訪問の際は、親子の状態を最優先に考慮しながら話を進めるとともに、受容的な対応を心掛け、母子の体調の状況によっては再訪問も考慮すること。

(記録等)

第9条 訪問者は、対象家庭を訪問指導した後、母子管理カードに事業対象者の状況、指導事項等必要事項を記録し、事後の事業に活用するものとする。

(ケース対応会議)

第10条 訪問の結果、支援が必要な家庭に対しては、訪問者、市担当者、医療機関関係者等の参加によるケース対応会議を開催し、必要に応じて個別ケースごとに具体的な支援内容を検討し、適切な支援に結びつけるものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、厚生労働省通知(平成21年3月16日付雇児発第0316001号)の「乳児家庭全戸訪問事業ガイドライン」の内容に準じるものとする。

附則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。